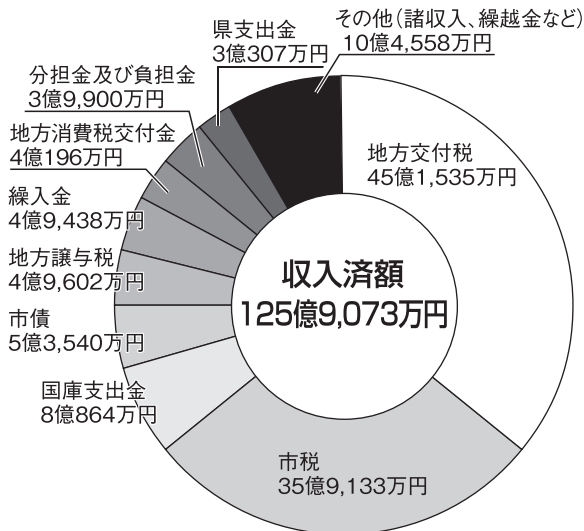
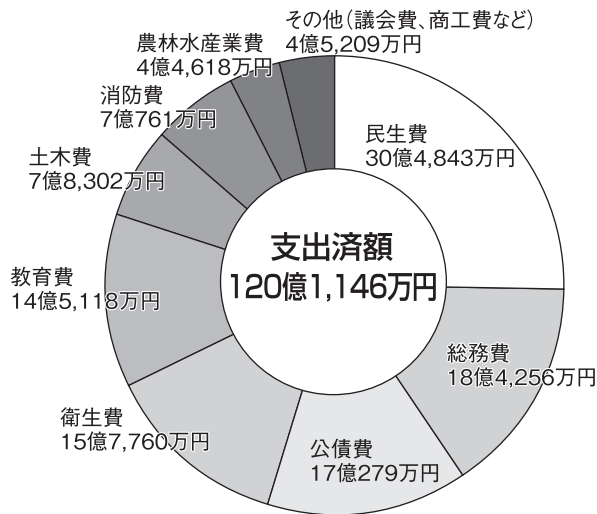


一般会計の執行状況

歳入
 予算現額 133億9,631万円
 収入済額 125億9,073万円
 収入割合 94.0%



歳出
 予算現額 133億9,631万円
 支出済額 120億1,146万円
 支出割合 89.7%



基金	
財政調整基金	3億9,463万円
国民健康保険財政調整基金	3億2,136万円
社会福祉振興基金	5億297万円
ふるさと振興基金	1億9,115万円
減債基金	7万円
育英資金貸付基金	1億5,738万円
スポーツ振興基金	1億20万円
介護給付費準備基金	1億3,344万円
高額医療費資金貸付基金	1,000万円
出産費資金貸付基金	700万円
学校施設整備基金	9,341万円
土地開発基金	
土地	216.34㎡ 貸付金 1,131万円
現金	8,009万円 預託金 80万円

公債残高	
普通債	
総務	10億286万円
民生	1億2,871万円
衛生	7億728万円
農林水産業	6億4,859万円
土木	40億6,570万円
公営住宅	1億2,647万円
消防	8,054万円
教育	25億5,218万円
災害復旧債	
土木	1,140万円
文教施設	40万円
その他	194万円
その他	
市民税等減税補てん債	5億1,720万円
臨時財政対策債	32億4,919万円
臨時税収補てん債	2,965万円
合計	131億2,211万円

市有財産				
区分		土地(㎡)		
		建物(㎡)		
行政財産	本庁舎	18,570.00	5,358.38	
	その他の行政機関	消防施設	3,130.20	100.90
		その他の施設	10,563.00	3,277.00
	公共用財産	学校	275,285.26	67,275.35
		住宅	43,604.30	10,648.06
		公園	168,849.42	170.48
	その他の施設	184,611.63	35,794.30	
	その他	5,029.00		
普通財産	宅地	80,491.21	4,853.13	
	山林	83,952.25		
	その他	354,559.43		
合計		1,228,645.70	127,477.60	

次世代を担う生徒たちのために、有効に使われる教育費。写真はパソコンとインターネットを活用した授業



平成18年度 下半期の財政状況を公表

これが市の家計簿です

市では、年2回、条例に基づいて財政状況を公表しています。今回は、5月1日に告示した平成18年度予算の3月31日までの執行状況をお知らせします。

なお、市の会計は、病院事業会計を除き5月31日までの出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

問 財政課 財政班 ☎ 73・0085

特別会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険特別会計	歳入 45億5,289万円	歳入 42億155万円	92.3%
		歳出 41億2,748万円	90.7%
老人保健特別会計	歳入 31億7,407万円	歳入 28億9,123万円	91.1%
		歳出 27億7,653万円	87.5%
介護保険特別会計	歳入 22億8,022万円	歳入 21億7,797万円	95.5%
		歳出 19億8,276万円	87.0%

病院事業会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入 27億991万円	収入 26億8,546万円	99.1%
		支出 26億7,034万円	98.5%
資本的	収入 1億3,666万円	収入 1億3,146万円	96.2%
		支出 2億6,749万円	97.0%

国から地方へ税源移譲 市・県民税が変わります

市・県民税は、市民の皆さんの日常生活に身近なかかわりをもつ県や市のいろいろな仕事のための費用を、市民の皆さんにその収入に応じて負担していただく税金ですが、この度、国の所得税から地方の住民税（市・県民税）へ3兆円の税源移譲が全国一斉に行われます。

これにより19年度から市・県民税は増えますが、所得税の最低税率の引き下げなどにより、納税者の「市・県民税+所得税」の税負担額は変わりません。

その他、暫定的な特例措置として実施されていた「定率控除（減税）」は19年度から廃止されました。

平成19年度（18年分所得）からの主な改正点

1. 市・県民税の税率が10%に統一されます

市・県民税の税率が10%（市6%・県4%）に統一され、所得税の税率構造が改正されます。（=表1）

税源移譲に伴う市・県民税と所得税の改正は、皆さんに更なる税負担増を求めるものではありません。市・県民税の最低税率を引き上げる一方、所得税の最低税率を引き下げると、調整措置を行いますので、税源移譲の前後で住民税と所得税の合計税額は、基本的に変わらないようになっています。（=表2）

表1

	現行(平成18年度まで)		改正(平成19年度から)	
	課税所得	税率 (市県民税分)	課税所得	税率 (市県民税分)
市 県 民 税	200万円以下	5%(3%)	一律	10% (6%)
	200万円超～700万円	10% (8%)		
	700万円超	13% (10%)		
所 得 税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
			195万円超～330万円	10%
	330万円超～900万円	20%	330万円超～695万円	20%
			695万円超～900万円	23%
	900万円超～1800万円	30%	900万円超～1800万円	33%
		1800万円超	40%	

市県民税は19年6月分から、所得税は19年1月分から適用されます。分離課税の譲渡所得等は除きます。

2. 「定率控除（減税）」が廃止になりました

平成11年度から実施されてきた定率控除（減税）は、19年度から廃止になりました。これにより税額は、増えることとなりますのでご注意ください。

所得税の定率控除（減税）も19年分から廃止されました。

表2 税源移譲前後の所得税と市・県民税

税源移譲により市・県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担はほとんど変わりません。

例 夫婦+子供2人

子供1人が特定扶養親族（16～22歳）・妻収入なし

表2

給与収入	現 行 (単位:円)			改 正 (単位:円)			増 減 額
	所 得 税	市 県 民 税	合 計	所 得 税	市 県 民 税	合 計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,000	1,130,000	0円

一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。（市・県民税減額措置のための調整控除を行っています）市・県民税の均等割は含まれていません。定率控除（減税）は廃止されるため計算に含みません。

3. 市・県民税減額のための「調整控除」の新設

市・県民税と所得税では、基礎控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。（=表3）

これにより同じ収入金額でも市・県民税の課税所得は所得税よりも多くなり、市県民税の税率を10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。

そこで、納税者の税負担が変わらないように、市・県民税における人的控除額差による負担増を減額調整するために調整控除が新設されました。

調整控除の算出方法

市・県民税の課税所得金額が200万円以下の方
次のいずれか小さい額の5%

- ・人的控除額の差の合計（基礎控除額差を含む）
- ・市県民税の課税所得金額

市・県民税の課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の差の合計-(市・県民税の課税所得金額-200万円)} × 5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

表3 所得税と市県民税の人的控除額比較（一例）

区 分	所 得 税	市 県 民 税	差 額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
老人配偶者控除	48万円	38万円	10万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

4. 65歳以上の「非課税措置」廃止による経過措置

65歳以上で前年の合計所得額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になったことに伴い、これに該当する方で平成17年1月1日現在、65歳以上に達していた方（昭和15年1月2日以前生まれの方）には、平成19年度は市・県民税所得割及び均等割の税額の3分の1相当額を減額して課税されます。

なお、平成20年度からは全額課税になります。

市・県民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方

生活保護法により生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦または寡夫で18年中の所得が125万円以下の方

均等割が課税されない方

18年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方

28万円 × (控除対象配偶者及び扶養親族の数 + 1) + 16万8千円

・ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は28万円

所得割が課税されない方

18年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方

35万円 × (控除対象配偶者及び扶養親族の数 + 1) + 32万円

・ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は35万円

無収入で申告をしていない方へ

18年中に高齢や無職等で所得がなかった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方も申告書を提出してください。（国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書的基础資料になります）